公　告

諸事項

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社アイエスオー
２．住所　東京都中央区日本橋兜町11―４
３．代表者の氏名　代表取締役　佐藤　富男
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第484号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成22年６月25日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成21年12月25日

関東財務局長　厚木　　進

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社監査と分析
２．住所　東京都千代田区九段北一丁目２番２号グランドメゾン九段202
３．代表者の氏名　代表取締役　勝間　和代
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第672号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成22年６月25日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成21年12月25日

関東財務局長　厚木　　進

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社ＪＩＦグループ
２．住所　東京都品川区平塚２―９―２―201
３．代表者の氏名　代表取締役社長　須田　真弓
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第761号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成22年６月25日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成21年12月25日

関東財務局長　厚木　　進

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　ジェイ・エフ・エー・アドバイザーズ株式会社
２．住所　東京都中央区築地３―９―10築地ビル６階
３．代表者の氏名　代表取締役　大沼　　亨
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第765号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成22年６月25日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成21年12月25日

関東財務局長　厚木　　進

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　ナットパックフィナンシャルジャパン株式会社
２．住所　東京都新宿区大久保二丁目29番37号（旧住所　東京都新宿区西新宿七丁目17番14号、旧々住所　東京都新宿区三栄町８番地34号）
３．代表者の氏名　代表取締役　黄　　秀安（旧代表者　川崎　一康）
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第911号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成22年６月25日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成21年12月25日

関東財務局長　厚木　　進

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　フォックス・ピット・ケルトン（アジア）・リミテッド
２．住所　東京都港区元赤坂一丁目３番26号元赤坂ＭＩビル
３．代表者の氏名　日本における代表者　ディビッド・スレッドゴールド
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第1008号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成22年６月25日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成21年12月25日

関東財務局長　厚木　　進

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　フォレスト出版株式会社
２．住所　東京都新宿区揚場町２―18白宝ビル５Ｆ
３．代表者の氏名　代表取締役　太田　　宏
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第1010号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成22年６月25日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成21年12月25日

関東財務局長　厚木　　進

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　マネー・プロテクト・コンサルティング株式会社
２．住所　東京都中央区日本橋浜町２―48―４平和ＭＫビル７Ｆ
３．代表者の氏名　代表取締役　下原　　努
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第1077号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成22年６月25日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成21年12月25日

関東財務局長　厚木　　進